

保護者のみなさまへ

津市教育委員会

### 就学に必要な費用の援助について(令和2年度用)

津市教育委員会では、義務教育の費用の負担にお困りの方に対し、就学に必要な費用の援助を行っています。

各小・中・義務教育学校へ『就学援助費給付申請書』を提出していただき、教育委員会が必要と認定した場合には、学用品費、給食費等の費用の一部を援助いたします。

#### ○援助の対象となる方

津市にお住まいの方で

(1) 令和元年度または令和2年度において、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護法に基づく保護を停止または廃止された。
- ②市民税が非課税である。
- ③児童扶養手当の支給を受けている。(児童手当は対象となりません。)

(2) その他、お子様が就学するにあたり、経済的な理由でお困りの方

#### ○所得の判定の目安について

援助の対象となる方の(1)に該当しない方については、令和元年度または令和2年度の所得額が、市で定める基準内であるか所得基準額を算定します。

生活保護基準に基づいて、生計同一世帯の人数や年齢により計算しますので、下記の表は目安としてご覧ください。

所得基準額	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の合計所得額	約200万円	約260万円	約310万円	約330万円

※賃貸住宅にお住まいの方は、基準額に住宅扶助分を加算して審査します。

※認定について詳しくお聞きになりたい方は、学校教育課までお問い合わせください。

#### ○援助の申し込み方法

##### (1)就学援助費給付申請書

各小・中・義務教育学校または津市教育委員会で『就学援助費給付申請書』を受け取っていただき必要事項を記入してください。

※申請は毎年度必要となります。令和元年度に申請されている方も、引き続き就学援助を希望される場合は、改めて申請する必要があります。

(2)提出先 令和2年度に通学する小・中・義務教育学校へ提出してください。

複数のお子様が令和2年度に小学校と中学校両方に通学する場合は、小学校へ提出してください。

(新中学1年生については、小学校に在籍中に提出するときは、小学校へ提出してください。)

(3)提出期間

令和2年2月3日(月)～令和2年2月20日(木)の間に出来る限り提出してください。

※上記期間を過ぎても、申請書を令和2年4月10日(金)までに提出されれば、4月分から支給対象者として認定されます。

なお、申請は提出期間後も受け付けています。ご家庭の経済状況等の変化により就学援助費の給付を希望される場合は、いつでも申請できます。

○援助される費用

- (1) 学用品費・通学用品費(津市教育委員会が定める額の範囲内)
- (2) 学校給食費(学校より集金される実費額)
- (3) 校外活動費(学校行事として実施される校外活動、津市教育委員会が定める額の範囲内)
- (4) 医療費(学校より治療の指示のあった学校病【学校保健安全法施行令第8条に定める疾病：虫歯・結膜炎・中耳炎など】の治療費)
- (5) 新入学用品準備金(新小学1年生と小学6年生を対象に新入学用品費を入学前に支給)
- (6) 新入学用品費等(小学校、中学校新入学時のみ、津市教育委員会が定める額)  
※ 令和2年4月10日(金)までに申請された場合に支給されます。(支給予定は5月中旬)  
※ 新入学時には、入学前支給の「新入学用品準備金」か、入学後支給の「新入学用品費等」のいずれか1回に限り支給します。
- (7) 修学旅行費(学校行事として実施される修学旅行の実費額)  
※ 生活保護受給世帯については、(4)の医療費と(7)の修学旅行費のみ支給となります。

○支給方法

各学期終了月の翌月(3学期分は3月末)に保護者口座へ振り込みます(医療費・新入学用品費等を除く)。1学期分・・・8月中旬、2学期分・・・1月中旬、3学期分・・・3月末

※修学旅行費は、実施時期により学期末より早く支給される場合もあります。

※対象となる費用に係る学校での集金については、いったん学校に納めていただくことになります。

事前に学校集金を支払うことが困難な場合は、学校の事務担当者へご相談ください。

○お問い合わせ先

詳しくは、各小・中・義務教育学校、津市教育委員会学校教育課、または教育事務所までお問い合わせください。

津市教育委員会 学校教育課 学務担当 電話番号 059-229-3245

<教育事務所>

久居	255-8859	河芸	244-1712	芸濃	266-2519
美里	279-8121	安濃	268-5519	香良洲	292-4309
一志	293-3012	白山	262-7021	美杉	272-8091

立成小学校 255-6023